

## 平成 2 1 年版 自主点検表（指定介護予防訪問入浴介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第 1 基本方針	<p>介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <p>・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。</p>	<p>法第115条の3第1項 平18厚労令35第46条</p>	<p>・概況説明 ※定款、寄附行為等 ※運営規程 ・パンフレット等</p>	
第 2 人員に関する基準 1 従業者の員数	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 看護職員の員数は1以上となっているか。 ② 介護職員の員数は1以上となっているか。</p> <p>(2) 介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は常勤であるか。</p> <p>常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第45条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつ</p>	<p>法第115条の4第1項 平18厚労令35第47条第1項</p> <p>平18厚労令35第47条第2項</p> <p>平18厚労令35第47条第3項</p>	<p>・職員履歴書 ・免許証（写） ・登録証（写） ・職務分担表又は辞令 ・利用者台帳 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿</p>	

2 管理者	<p>て、人員基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p> <p>・「専ら」の管理者を置いているか。</p> <p>（管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）</p>	平18厚労令35 第48条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員勤務表</li> <li>・ 訪問入浴介護記録</li> </ul>
第3 設備に関する基準	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の設備・備品等を保管するための必要なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>{設備については全て現場確認}</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一</p>	<p>法第115条の4 第2項</p> <p>平18厚労令35 第49条第1項</p> <p>準用（平11老 企25第3の2の2 (2)）</p> <p>平18厚労令35 第49条第1項</p> <p>準用（平11老 企25第3の2の2 (3)）</p> <p>平18厚労令35 第49条第2項</p>	

	<p>の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第47条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			
<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第115条の4 第2項 平18厚労令35 第61条 準用(第8条)</p>		
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>			<p>※運営規程</p>	
	<p>(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。</p>	<p>準用(平11老企 25第3の1の3 (1))</p>	<p>・説明文書 ・利用申込書 ・同意書 ・(契約書等)</p>	
	<p>・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。</p>			
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではないか。</p>	<p>平18厚労令35 第61条 準用(第9条)</p>		
	<p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>準用(平11老企 25第3の1の3 (2))</p>		
	<p>・正当な理由がなく提供を拒んでいないか。 (正当な理由の具体例)</p>			
	<p>①当該事業所の現員では対応しきれない。 ②利用申込者の住居が実施地域外である。 ③適切なサービスを提供することが困難である。</p>		<p>・利用申込受付簿 ・要介護度の分布 がわかる資料</p>	
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平18厚労令35 第61条準用(第 10条)</p>		
	<p>・介護予防支援事業者への連絡を行っているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</p>		<p>・サービス提供依頼書</p>	

<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>・ サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。</p> <p>①被保険者資格 ②要支援認定の有無 ③要支援認定の有効期間</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めているか。</p>	<p>平18厚労令35第61条準用(第11条第1項)</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第11条第2項)</p>	<p>※サービス提供票</p> <p>・ 利用者台帳 ・ 被保険者証の写</p>	
<p>5 要支援認定の申請に係る援助</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については要支援認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>・ 要支援認定の申請が行われていない場合は説明を行い、必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>・ 更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか</p>	<p>平18厚労令35第61条準用(第12条第1項)</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第12条第2項)</p>	<p>・ 利用者台帳・名簿</p> <p>・ 利用者台帳・名簿</p>	

6 心身の状況等の把握	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・利用者の状況把握の方法は、どのように行っているか。</p>	平18厚労令35第61条準用(第13条)	<p>・利用者台帳 (※介護予防支援経過) (※サービス担当者会議の要点) (※サービス担当者に対する照会(依頼)内容)</p>
7 介護予防支援事業者等との連携	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・介護予防訪問入浴介護を提供するに当たって、介護予防支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p>	平18厚労令35第61条(第14条第1項)	<p>・情報提供票</p>
	<p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・介護予防訪問入浴介護の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、介護予防支援事業者、その他サービスを提供者とともに連携を図っているか。</p>	平18厚労令35第61条準用(第14条第2項)	<p>・終了に際しての注意書</p>
8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行</p>	平18厚労令35第61条準用準用(第15条)	

っているか。

「施行規則第83条の9介護予防サービス費の支給要件」とは、

① 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスを受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該居宅要支援被保険者が指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。

イ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。

ウ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス基準により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となっているとき。

エ 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めるとき。

② 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けるとき。

・介護予防支援事業者に関する情報提供を行っているか。

9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しているか。

平18厚労令35第61条準用準用(第16条)

※介護予防サービス計画書  
※週間サービス計

<p>10 介護予防サービス計画等の変更の援助</p>	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>{介護予防サービス計画の変更を希望する場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援事業者への連絡を行っているか。</li> <li>・法定代理受領サービスとして提供するためには支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。</li> <li>・その他必要な援助を行っているか。</li> </ul>	<p>平18厚労令35第61条準用準用(第17条)</p>	<p>画表</p> <p>※介護予防訪問入浴介護計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に関する記録</li> </ul> <p>※サービス計画表</p> <p>※サービス提供票（変更があったかの確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務マニュアル</li> </ul>
<p>11 身分を証する書類の携行</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。</li> <li>・初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨従業者に指導を行っているか。</li> </ul> <p>また、どのような方法で指導を行っているか。(いつ、誰が)</p> <p>(2) 証書等には、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の名称、氏名が記載されているか。(写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。)</li> </ul>	<p>平18厚労令35第61条準用(第18条)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(8))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態確認</li> <li>・就業規則</li> <li>・業務マニュアル</li> <li>・研修マニュアル</li> <li>・身分を証する書類</li> </ul>
<p>12 サービスの提供の記録</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該介護予防指定訪</p>	<p>平18厚労令35第61条準用(第</p>	

	<p>問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供日及び内容が記載されているか。</li> <li>・その他必要な事項は記載されているか</li> </ul> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>19条第1項)</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第19条第2項)</p>	<p>※サービス提供票、別表</p> <p>※介護予防サービス計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務日誌</li> <li>・訪問入浴介護記録</li> </ul>	
<p>13 利用料等の受領</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1割相当額の支払いを受けているか。</li> </ul>	<p>平18厚労令35第50条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収証控</li> </ul>	
	<p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか</p> <p>{法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10割相当額の支払いを受けているか。</li> <li>・基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</li> </ul>	<p>平18厚労令35第50条第2項</p>	<p>※運営規程（利用料その他の費用の確認）</p> <p>※サービス提供票、別表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収証控</li> </ul>	



<p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費</p> <p>② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>・ 上記①に要した交通費及び②の特別な浴槽水等に係る費用以外の支払を受けていないか</p>	<p>平18厚労令35 第50条第3項</p> <p>平18厚労令35 第50条第4項</p>	<p>※重要事項説明書 ※運営規程（実施区域の確認） ※領収証控 ・ 車両運行日誌</p>
<p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>・ 交通費等の支払いを受けるに当たっては、費用等についての説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>平18厚労令35 第50条第4項</p>	<p>・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意書</p>
<p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要介護保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>・ 利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。</p>	<p>法第53条第7項 （準用第41条第8項）</p>	<p>※領収証控</p>
<p>(6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法第53条第7項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防訪問入浴介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号、第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分</p>	<p>施行規則第65条</p>	

	<p>して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収証には費用区分を明確にしているか <ul style="list-style-type: none"> <li>①基準により算定した費用の額又は現に要した費用</li> <li>②その他の費用（個別の費用ごとの区分）</li> </ul> </li> </ul>			※領収証控
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。（代用可）</li> </ul>	平18厚労令35第61条準用(第21条)		※サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）
15 利用者に関する市町村への通知	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</li> <li>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への通知の実例の有無、処理した手順について確認。</li> </ul>	平18厚労令35第61条準用(第23条)		※市町村に送付した通知に係る記録
16 緊急時等の対応	<p>(1) 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力医療機関を定めているか</li> <li>・緊急時の対応の実例の有無、処理した手順について</li> </ul>	平18厚労令35第51条		・契約書 ※運営規程 ※利用者台帳

	<p>確認。 (緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか、マニュアル等を作成しているか。)</p> <p>(2) 緊急時において円滑な協力を得るため当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力医療機関の名称等取り決め事項の確認。(通常の実施地域内であることが望ましい)</li> </ul>		<p>※訪問入浴介護の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応マニュアル等</li> </ul>
17 管理者の責務	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業員の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。</li> </ul> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に「人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>準用(平11老企25第3の2の3(3))</p> <p>平18厚労令35第52条第1項</p> <p>平18厚労令35第52条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書</li> </ul> <p>・組織図・組織規程</p> <p>※運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務分担表</li> <li>・業務報告書</li> <li>・業務日誌</li> </ul>
18 運営規程	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ サービスの利用に当たっての留意事項</li> <li>⑦ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑧ その他運営に関する重要事項</li> </ol>	<p>平18厚労令35第53条</p>	

19 勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程に上記①～⑧が記載されているか。</li> <li>・ ①～⑧の内容は適正か</li> </ul> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従事者の勤務の体制を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を月ごとに定めているか。</li> </ul> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。</li> <li>・ 必要事項が記載されているか。</li> </ul> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスの提供が行われているか</li> </ul> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。</li> </ul>	<p>平18厚労令35第61条準用(第28条第1項)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(19))</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第28条第2項)</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第28条第3項)</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第29条第1項)</p> <p>準用(平11老企</p>	<p>※運営規程</p> <p>※就業規則</p> <p>※運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> </ul> <p>・ 勤務表</p> <p>※雇用契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修受講修了証明書</li> <li>・ 研修計画・出張命令</li> <li>・ 研修会資料</li> </ul>
20 衛生管理等	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35第61条準用(第29条第1項)</p> <p>準用(平11老企</p>	

	<p>特に、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴介護従業者の清潔及び健康状態について、どのような管理を行っているか。(身体、制服等の検査、衛生教育、使い捨て手袋の使用等)</li> <li>・従業者に健康診断を受けさせ、必要に応じた健康管理をしているか。</li> <li>・衛生マニュアル等を作成しているか。</li> </ul>	<p>25第3の1の3(20))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯の記録</li> <li>・支出関係の証拠書類</li> <li>・健康診断の記録</li> <li>・衛生マニュアル等</li> </ul>	
21 掲示	<p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽その他の設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか(設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)</li> </ul> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。(記載事項、文字の大きさ、掲示方法等、掲示物の確認)</li> </ul>	<p>平18厚労令35第61条準用(第29条第2項)</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第30条)</p>		
22 秘密保持等	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のプライバシーに係る文書等を適切に管理しているか。</li> </ul> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当</p>	<p>平18厚労令35第61条準用(第31条第1項)</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第</p>		

	<p>な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。</li> </ul> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意を得る場合、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。</li> <li>・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</li> </ul>	<p>31条第2項)</p> <p>平18厚労令35第61条準用(第31条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業時の取り決め等の記録</li> <li>・ 利用者の同意書</li> <li>・ 実際に使用された文書等（会議資料等）</li> </ul>	
23 広告	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤解を与えるような表現、紛らわしい表現が使用されていないか。</li> <li>・ 広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。</li> </ul>	<p>平18厚労令35第61条準用(第32条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレット等</li> <li>・ ポスター等</li> <li>・ 広告</li> </ul>	
24 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に照らし、特定の介護予防支援事業者に偏っていないか。</li> </ul>	<p>平18厚労令35第61条準用(第33条)</p>		
25 苦情処理	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等</p>	<p>平18厚労令35第61条準用(第34条第1項)</p> <p>準用(平11老企</p>		

当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。

- ・ 苦情を相談する窓口があるか。
- ・ 苦情処理体制、手続きが定められているか。
- ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。
- ・ 苦情に対する措置の概要を掲示しているか。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。

(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。

- ・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。
- ・ 市町村との連携は図られているか。(処理方法等について確認)。

(5) 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか

25第3の1の3(2)3)①)

平18厚労令35第61条準用(第34条第2項)

準用(平11老企25第3の1の3(2)3)②)

平18厚労令35第61条準用(第34条第3項)

平18厚労令35第61条準用(第34条第4項)  
平18厚労令35

※運営規程  
・ 掲示物  
※苦情に関する記録

・ 指導等に関する記録

26 事故発生時の対応	<p>(6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか</p> <p>・国保連との連携は図られているか。(処理方法等について確認)</p>	第61条準用(第34条第5項)	・指導等に関する記録
	<p>(7) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	平18厚労令35第61条準用(第34条第6項)	
	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>・サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行う等必要な措置を講じているか。(予め対応策を定めていることが望ましい。)</p>	平18厚労令35第61条準用(第35条第1項)	・事故対応マニュアル ・事故記録
	<p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	平18厚労令35第61条準用(第35条第2項)	
	<p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。(保険加入しておくことが望ましい。)</p>	平18厚労令35第61条準用(第35条第3項)	
	<p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を</p>	準用(平11老企25第3の1の3(2	



27 会計の区分	<p>講じているか</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとの経理区分となっているか</li> <li>・指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</li> </ul>	<p>4)③)</p> <p>平18厚労令35 第61条準用(第 36条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計関係書類</li> </ul>
	<p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針に沿った会計処理となっているか</li> </ul>	<p>平13老振18</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計関係書類</li> </ul>
28 記録の整備	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録</li> <li>② 基準第23条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</li> <li>③ 基準第34条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</li> <li>④ 基準第36条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する指定介護予防訪問入浴の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</li> </ul>	<p>平18厚労令35 第54条第1項</p> <p>平18厚労令35 第54条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿</li> <li>・設備・備品台帳</li> <li>・会計関係書類</li> <li>・各種保存書類</li> <li>※介護予防訪問入浴介護計画書</li> <li>※サービス提供証明書</li> <li>※市町村への通知に係る記録</li> </ul>
第5介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p>	<p>平18厚労令35 第56条第1項</p>	

1 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ、利用者ごとに目標を設定の上、計画的に行っているか。</li> </ul>	平11老企25第4の3の2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問入浴介護計画書</li> <li>・訪問入浴介護記録</li> <li>・利用者に関する記録</li> </ul>
	<p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防サービスの目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について、常に評価を行い、介護予防訪問入浴介護計画の修正を行うなど、その改善を図っているか。</li> </ul>	平18厚労令35第56条第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問入浴介護計画書</li> <li>・評価を実施した記録</li> </ul>
	<p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。</p>	平18厚労令35第56条第3項	
	<p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか</p>	平18厚労令35第56条第4項	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。</li> </ul>	平11老企25第4の3の2(1)	
2 指定介護予防訪問入浴介護の具体的	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当</p>	平18厚労令35第57条第1号	

<p>取扱方針</p>	<p>者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めているか。</li> </ul> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行っているか。 (サービスの提供方法等とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものである)</li> </ul> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。</li> <li>・ 常に新しい技術を習得するために研鑽を行っているか。</li> </ul> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としているか。</p> <p>ただし、利用者の身体の状況が安定していることから、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上でやっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規定どおりの員数でサービスを提供しているか。(看</li> </ul>	<p>平11老企25第4の3の2(1)</p> <p>平18厚労令35第57条第2号</p> <p>平18厚労令35第57条第3号</p> <p>平18厚労令35第57条第4号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問入浴介護記録</li> <li>・ 業務日誌</li> <li>・ 利用者に関する記録</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務マニュアル</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修参加記録等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務分担表又は</li> </ul>
-------------	--	--	---

<p>第6変更の届出等</p>	<p>護職員1、介護職員1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供の責任者は、入浴介護に関する知識や技術を有した者であるか。</li> <li>・サービスの提供の責任者は、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって、他の従業者に対し、作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるよう配慮しているか。</li> <li>・主治の医師の意見の確認については、利用者又は利用者の承認を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認しているか。またそれに併せて、次に確認すべき時期についても確認しているか。</li> </ul> <p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。 特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行っているか。</li> <li>・保管に当たっても、清潔保持に留意しているか。</li> <li>・皮膚に直に接するタオル等は、利用者ごとに取り替えるか個人専用のものを使用しているか。</li> <li>・消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させているか。</li> </ul> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令（介護保険法施行規則第140条19）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護予防訪問入浴介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</li> </ul> <p>① 事業所の名称及び所在地</p>	<p>平18厚劳令35 第57条第5号</p> <p>法第115条の5</p>	<p>辞令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務日誌</li> <li>・履歴書</li> <li>・研修参加記録等</li> </ul> <p>・主治の医師の意見確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期消毒の記録等</li> <li>・業務マニュアル</li> <li>・消毒方法マニュアル</li> <li>・研修資料</li> </ul> <p>※変更届出書類</p>	
-----------------	---	---	--	--

	<p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>④ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、経歴及び住所</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該医療機関との契約内容</p> <p>⑧ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>・ 下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>① 廃止、休止又は再開した年月日</p> <p>② 廃止又は休止した場合にあっては、その理由</p> <p>③ 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定居宅サービスを受けていた者に対する措置</p> <p>④ 休止した場合にあっては、休止の予定期間</p>			
<p>第7 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>・ 訪問入浴介護費に係る所定の単位数表により算定しているか。</p> <p>(ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない)</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業に要する費用の額は、別に「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>法第53条第2項 平18厚労告127 第一号</p> <p>平12老企39</p> <p>平18厚労告127 第二号</p> <p>平18厚労告127 第三号</p>	<p>※介護予防訪問入浴介護計画書</p> <p>※介護給付費請求書</p> <p>※介護給付費明細書</p> <p>※サービス提供票</p> <p>・ 別表票</p>	

<p>2 基準額の算定</p>	<p>利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護事業所の看護職員1人及び介護職員1人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。</p> <p>介護予防訪問入浴介護費 854単位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員1名、介護職員1名のサービスを行った場合、適切に算定しているか。</li> <li>・人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることは差し支えない。</li> </ul>	<p>平18厚労告127別表の2イ注1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴介護記録</li> <li>・勤務表</li> <li>「訪問入浴介護サービスコード票」参照</li> </ul>	
<p>3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定</p>	<p>利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員2人のサービスを行った場合所定単位数の95/100で算定しているか</li> </ul>	<p>平18厚労告127別表の2イ注2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治の医師の意見確認書類</li> </ul>	
<p>4 清拭又は部分浴の場合の算定</p>	<p>訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合にあつて、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全身入浴が困難な場合にあつて、希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部の洗浄をいう。）のサービスを実施したときは、所定単位数の70/100に相当する単位数を算定しているか。</li> </ul>	<p>平18厚労告127別表の2イ注3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴介護記録</li> </ul>	
<p>5 特別地域訪問入浴介護加算</p>	<p>平成12年厚生省告示第24号（別に厚生労働大臣が定める地域）に所在する指定介護予防訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告127別表の2イ注4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※介護予防訪問入浴介護計画書</li> <li>※介護給付費請求書</li> <li>※介護給付費明細書</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣が定める地域（離島振興対策実施地域等）に所在する指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、100分の15を所定単位数に加算しているか。</li> </ul>		
6 中山間地域等における小規模事業所加算	<p>中山間地域等に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき100分の10を所定単位数に加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域等（平成21年厚労省告示第83号一）</li> <li>1月当たり延訪問回数が5回以下であること。</li> </ul>	平18厚労告127 別表の2イ注5	※サービス提供票 ・別表票
7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき100分の5を所定単位数に加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域等（平成21年厚労省告示第83号第二号）</li> <li>利用者が通常の事業の実施地域以外の地域に居住している場合に、交通費を受け取っていないか。</li> </ul>	平12厚告26第 六十号  平18厚労告127 別表の2イ注6  平12老企36第 二の3(5)	
8 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が以下のサービスを受けている間に、介護予防訪問入浴介護費を算定していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防短期入所生活介護</li> <li>介護予防短期入所療養介護</li> <li>介護予防特定施設入所者生活介護</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	平18厚労告127 別表の2イ注7	
9 サービス提供体制強化加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき24単位を加算しているか。</p> <p>〈算定要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての従業者に対し個別の研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定しているか。</li> <li>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問入浴介護従業者の技術</li> </ul>	平18厚労告127 別表の2ロ  平12厚告25第 三号	※同上

指導を目的とした会議を定期的開催しているか。  
・全ての訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施しているか。

・介護福祉士が30%以上又は介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上であるか。

【留意事項】

① 従業者ごとの「研修計画」については、従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループに分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向も含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADL や意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 健康診断等については、労働安全衛生法により定期的実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実

平18老計発・  
老振発・老老  
発0317001第二  
の3(4)



施しなければならない。平成21年度については、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。また、年度途中から新規に事業を開始する場合においても、同様の取扱いとする。

- ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、平成21年度においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてのみ、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。従って、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については4月目以降届出が可能となる。

なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

- ⑤ ④のただし書きの場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、ただちに、加算等が算定されなくなる場合の届出を提出すること。

- ⑥ 同一事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

